

入会金及び会費規程

一般社団法人茨城県経営者協会

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人茨城県経営者協会（以下「本会」という。）定款第7条に基づき、本会の入会金及び年会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

なお、本規程は、会員の種別（正会員及び特別会員）に関わらず適用することとする。

(入会金)

第2条 本会に入会しようとする者は入会金を納入しなければならない。

2 入会金の額は、第4条で定めた通常会費の2分の1額とする。但し、その額が10万円を超える場合は10万円とする。

3 前項の規程にかかわらず、理事会の決議により、期間を限定して入会金の取り扱いを変更することができることとする。この変更を行ったときは、会長は総会にその旨を報告しなければならない。

(年会費)

第3条 本会の年会費は次に掲げるものとし、この規程によって徴収する。

(1) 通常会費

(2) 特別会費

(年会費の額及び納入時期)

第4条 通常会費は別表に定める従業員数割会費（第1表）と資本金割会費（第2表）及び役員負担会費（第3表）の合計額（年間）とする。但し、上記基準によるほか、業態の実情を考慮して定めることができるものとする。

2 通常会費は上期・下期に分け、毎年4月及び10月に6ヵ月分を徴収する。但し、入会年度は通常会費の納入を免除する。

3 特別会費は臨時に徴収する事由が生じたとき、総会の議決によって決定するものとする。

(個人会員の年会費の特例)

第5条 個人会員の会費は月額4口以上とし、前条第2項に準じて徴収する。但し、法人格を有しない団体は第4条を準用する。

(本社が県外にある法人の特例)

第6条 本社が県外にある法人の資本金は次の式により算出した額とする。

本社が県外にある法人の資本金＝法人の資本金× $\frac{\text{県内事業所の従業員数}}{\text{法人の全社従業員数}}$

(変更)

第7条 この規程は、定款第7条の規程により、総会の決議によって変更することができる。

付 則 本規程は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

会 費 基 準 (1口 月額1,000円)

第1表 従業員数割会費

	従業員数別ランク	月額 (口数)
1	20人未満	2口
2	20人以上～50人未満	3
3	50人〃～100人〃	5
4	100人〃～150人〃	7
5	150人〃～200人〃	10
6	200人〃～300人〃	12
7	300人〃～400人〃	15
8	400人〃～500人〃	18
9	500人〃～700人〃	21
10	700人〃～1,000人〃	25
11	1,000人〃～2,000人〃	30
12	2,000人〃～3,000人〃	35
13	3,000人〃～4,000人〃	40
14	4,000人〃～5,000人〃	45
15	5,000人以上	50口以上

第2表 資本金割会費

	資本金別ランク	月額 (口数)
1	500万円未満	2口
2	500万円以上	3
3	1,000万円〃	3
4	3,000万円〃	4
5	5,000万円〃	5
6	1億円〃	6
7	3億円〃	8
8	5億円〃	11
9	7億円〃	13
10	10億円〃	16
11	15億円〃	20
12	20億円〃	25
13	30億円〃	30
14	50億円〃	40
15	100億円〃	50口以上

第3表 役員負担会費

	会長	副会長	理事	監事
月額 (口数)	20口以上	10口以上	4口以上	2口以上